

平成 2 6 年

第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	3
5	議会事務局職員	3
6	開会	3
7	日程第1 仮議席の指定	5
8	日程第2 議長の選挙	5
9	日程第3 議席の指定	7
10	日程第4 会議録署名議	7
11	日程第5 会期の決定	7
12	日程第6 副議長の選挙	8
13	日程第7 議案審議	9
14	議第8号	9
15	提案理由の説明	9
16	採決	10
17	議第9号及び議第10号	10
18	提案理由の説明	11
19	質疑、採決	12
20	議第11号	18
21	提案理由の説明	18
22	採決	18
23	日程第8 一般質問	18
24	閉会	28

会 議 日 程

平成26年7月22日（火曜日） 午後1時30分開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 副議長選挙
- 第 7 議案審議
 - 議第 8号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について
 - 議第 9号 専決処分の報告及び承認について（平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
 - 議第10号 専決処分の報告及び承認について（平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
 - 議第11号 熊本県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 8 一般質問

○

出席議員（25名）

1 番	三 島 良 之
2 番	益 田 牧 子
5 番	島 田 稔
6 番	真 野 頼 隆
7 番	高 寄 哲 哉
8 番	田 中 茂
10番	中 嶋 憲 正
12番	杉 本 信 一
13番	川 端 祐 樹
14番	守 田 憲 史
15番	田 中 則 次
16番	池 永 幸 生
17番	松 尾 純 久
19番	家 入 勲
20番	小 林 久美子
21番	北 里 耕 亮
22番	草 村 大 成

24番	岩	田	重	成
25番	山	本	孝	二
26番	奥	名	克	美
27番	寺	本	修	一
28番	森	本	完	一
29番	橋	爪	和	彦
30番	大	石	長	一郎
31番	松	本	佳	久

○

欠席議員（7名）

3番	中	村	博	生
4番	田	中	信	孝
9番	中	村	五	木
11番	江	頭		実
18番	佐	藤	安	彦
23番	坂	梨	公	介
32番	横	谷		巡

○

説明のため出席した者

広域連合長	幸山政史
副広域連合長	荒木泰臣
事務局長	北岡祥宏
事務局次長	西田修一
総務課長	高取直樹
事業課長	中元博文

○

議会事務局職員

議会事務局長	松下典生
書記	村上真奈美
書記	堀満

○

午後1時30分開会

○

○松下典生 議会事務局長

こんにちは。議会事務局長の松下でございます。

本日の臨時会に先立ちまして、御説明を申し上げます。

本臨時会につきましては、藤井公明副議長が本年3月31日で当議会議員の任期を満了され、齊藤聡議長が、同年4月2日付で当議会議員の職を辞職されたことにより、議長、

副議長、両職が不在の議会でございます。

そのため、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中で、岩田重成議員が年長の議員でございますので、臨時議長の職務をお願いいたします。

岩田議員、議長席をお願いいたします。

_____ ○ _____

(岩田重成議員 議長席に着席)

○岩田重成 臨時議長

ただいま御紹介をいただきました岩田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

_____ ○ _____

○岩田重成 臨時議長

ただいまの出席議員は25名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

開会に先立ち、幸山連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

_____ ○ _____

○幸山政史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○岩田重成 臨時議長

幸山連合長。

_____ ○ _____

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、新しい議長、副議長の選任等をお願いするため、緊急にお集まりいただくことになりましたが、その選任のほか、御提案いたしました議案といたしまして、「熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意」、「専決処分の報告及び承認2件」、「熊本県後期

高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定」の4件の御審議をお願いするものであります。

提案の趣旨及び内容につきましては、後ほど御説明申し上げたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、現在の後期高齢者医療制度を含む国の社会保障制度の状況であります。平成24年8月の社会保障制度改革推進法の成立、同年11月の社会保障制度改革国民会議の設置、翌25年8月の社会保障制度改革国民会議から国への報告書提出、さらに、この報告を受けた同年12月の「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」、いわゆる「プログラム法」の成立など、急速に変化しようとしております。

その中で、後期高齢者医療制度につきましては、現行制度を基本としつつ、必要な改善を行っていくとされ、国においてはプログラム法に基づき、医療保険制度全体の改革に関して、平成27年の法案提出に向けた検討が進められているところであります。

この検討で、後期高齢者医療制度の改革に関しましては、負担能力に応じた公平な拠出金の負担のあり方、団塊世代の影響による当面の負担増への対応、保険料の特例的な軽減措置の見直しなどが課題とされておりまして、社会保障審議会や与党で議論が重ねられているところであります。

また、制度の持続可能性を高めますため、データに基づき、被保険者一人一人の予防や健康管理を進めていくことも、各保険制度共通の大きなテーマとなっていると伺っております。

本広域連合といたしましても、県内の高齢者の方々が安心して安定した医療を受けることができる、よりよい制度が確立されますよう、国の動向を十分に注視し、必要に応じ、全国広域連合協議会等を通じて国に意見や要望を行ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、引き続き、県下の45市町村及び県と連携し、医療保険制度の円滑な運営が図られるよう努めてまいりますので、議員の皆様より一層の御理解と御協力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○

第1 仮議席の指定

○岩田重成 臨時議長

これより、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○

第2 議長の選挙

○岩田重成 臨時議長

次に、日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、

指名推薦により行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

○岩田重成 臨時議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○岩田重成 臨時議長

異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に三島良之議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名をいたしました三島良之議員を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○岩田重成 臨時議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました三島良之議員が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました三島良之議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

三島議長に御挨拶をお願いいたします。

○

(三島良之議長 登壇)

○三島良之 議長

皆さん、こんにちは。ただいま議長に選任をいただきました、熊本市議会議長の三島でございます。

議長の大要職に選任をいただきましたことは、誠に光栄でありますとともに、国の社会保障制度改革や後期高齢者医療制度を取り巻く現状や課題を考えますと、その責任の重さを大変痛感いたしているところでございます。

先ほど、幸山市長からいろいろと御紹介がございました。私自身も後期高齢に近いということで御指名があったものと思いますけれども、国の医療制度を取り巻く、あるいは社会制度を取り巻く環境というのは、極めて不透明であります。この議会を中心に、皆様と

ともに、しっかりとまた努めてまいりますこととお誓い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞ皆さん、よろしくお願いをいたします。(拍手)

(三島良之議長 着席)

○

○岩田重成 臨時議長

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。

三島議長、議長席をお願いします。

(岩田重成臨時議長 議長席を降りる)

(三島良之議長 議長席に着席)

○

○三島良之 議長

それでは、早速ですが、会議を始めます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

齊藤聡議員から平成26年4月2日付で辞職願が提出され、これを許可いたしましたので、会議規則第84条の規定によりまして、御報告を申し上げます。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、現金出納検査結果報告がありましたのでお手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

第3 議席の指定

○三島良之 議長

これより、日程第3、「議席の指定」を行います。

補欠議員の議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により議長が定めることになっております。

お手元に配付しておりますので、議席表のとおり指定いたします。

○

第4 会議録署名議員の指名

○三島良之 議長

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。7番、高岸哲哉議員、10番、中嶋憲正議員を指名いたします。

○

第5 会期の決定

○三島良之 議長

次に、日程第5、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

○

第6 副議長の選挙

○三島良之 議長

次に、日程第6、「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に松尾純久議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました松尾純久議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松尾純久議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました松尾純久議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

松尾副議長に御挨拶をお願いいたします。

○

(松尾純久副議長 登壇)

○松尾純久 副議長

改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいま、本広域連合議会の副議長に御選任をいただきました玉東町議会議長の松尾でございます。

今後は、三島議長をはじめ、皆様方の御支援を賜り、副議長の職に邁進したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

(松尾純久副議長 着席)

_____ ○ _____

○三島良之 議長

御挨拶が終わりました。

_____ ○ _____

第7 議案審議

○三島良之 議長

これより、日程第7、「議案審議」を行います。

議第8号「熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、家入勲議員の退場を求めます。

(家入勲議員 退場)

○三島良之 議長

本件について、提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○幸山政史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

幸山連合長。

_____ ○ _____

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

議第8号について、御説明いたします。

本件は、監査委員住永幸三郎氏の広域連合議会議員任期の満了に伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議会議員から選任する監査委員として、新たに家入勲議員を選任しようとするものであります。

家入氏は、大津町長を3期務めておられますとともに、広域連合議会議員を、設立当初

を含めまして現在２期目を務めておられ、地方行政並びに後期高齢者医療制度に理解が深く、人格・識見ともに監査委員として適任と存じますので、選任同意をお願いする次第であります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○

○三島良之 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第８号を採決いたします。

議第８号については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長 御異議なしと認めます。よって、議第８号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

家入勲議員の入場を許可いたします。

(家入勲議員 入場)

○三島良之 議長

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員に選任されました家入勲議員から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○

(家入勲監査委員 登壇)

○家入 勲 監査委員

皆さん、こんにちは。ただいま、議員の皆さんから御賛同いただきました大津町の家入でございます。熊本県全域を構成団体とする広域連合の監査委員をお受けすることになりまして、大変、監査の重要性を深く認識しながら、誠実かつ公平な立場から職務をしっかりと全うしてまいりたいと思います。短かい期間でありますけれども、何とぞ皆さん方の御指導と御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単でございますけれども御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

(家入勲監査委員 着席)

○

○三島良之 議長

御挨拶は終わりました。

○

○三島良之 議長

次に、議第９号「専決処分の報告及び承認について、平成２５年度熊本県後期高齢者医

本件について、提案理由の説明を求めます。

議長。

幸山連合長。

これにより議第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

20番、小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第9号の質疑を行います。菊陽町の町会議員の小林久美子です。

資料の1の2の専決処分の報告及び承認についての、平成25年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてですが、この中をみますと、予備費が68億5,886万5,000円の増額となっています。昨年の7月の臨時議会でも、予備費、全体で80億円に上ってたんですけども、それよりも今回、また多いのではないかというふうに思いますが、決算の見込みでどのくらいの予備費の総額になるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、この予備費をこの間、保険料の引き下げにもっと使うべきだということで、この後期高齢者の議会でも述べてきましたけれども、今年度、平成26年、27年度の保険料率は引き上げずに、据え置きということで今回、ずっと進んでいるわけなんですけれども、本当にこの予備費が多額になってるということは、保険料をかなり取り過ぎてるというふうになるのではないかというふうに思います。

それで、その総額がいくらになるかということと、この多額の予備費と財政安定化基金などを活用すれば、保険料の引き下げや保険料の軽減ができるのではないかという質問をさせていただきます。

また、今年度はどのくらいの還付金が予想されているのかということと、現在の財政安定化基金がどの程度になっているのか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○北岡祥宏 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

北岡事務局長。

_____ ○ _____

(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

小林議員の御質問にお答えをいたします。

まず、予備費のお尋ねについて、お答えをいたします。

補正予算の概要といたしまして、歳出においては保険給付費を決算見込みにより減額する一方で、歳入においては国、県、支払基金の交付決定により増額したものであります。

予備費は、歳入歳出の調整を図るもので、今回の平成25年度特別会計補正予算では、歳入が約43億円の増額、予備費を除く歳出が約25億円の減額となりますことから、予備費が68億5,886万5,000円増額となり、補正後の予備費総額は119億5,076万1,000円となっております。

なお、補正増額後の予備費については、御承知のとおり、国庫負担金等の超過交付により、平成26年度において返還を要する分も含まれております。

返還額に関しましては、決算確定後、改めて今年度の補正予算として計上させていただきたいと考えておりまして、返還後の剰余金につきましては、今後の医療給付費等の財源あるいは次回の料率改定の抑制財源に充てるものでございます。

(北岡祥宏事務局長 着席)

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

今、お答えいただいたんですけれども、国庫負担金の超過分を返還するということですが、これは、決算が確定した後ということでしたけれども、見込み的には大体どの程度なのか、それを1点お尋ねをしたいと思います。

それから、全体として総額が119億5,076万1,000円で、非常に多額に上っているんですが、これは予備費がこの数年間の中で一番大きいのかどうか、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○北岡祥宏 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○三島良之 議長

北岡事務局長。

_____ ○ _____

(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

今後、新年度におきまして、国等に返還する額につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ確定はいたしておりませんが、おおよそ60億円弱になるのではないかなというふうに現時点では考えております。

それから、ここ数年でこういった、その予備費の額が多いのか少ないのかという御質問でございますが、これにつきましては、ちょっとこの場に資料を持ってきておりませんが、御返事が申し上げられませんので、また終わり次第、御返事をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(北岡祥宏事務局長 着席)

○小林久美子 議員

議長。

○三島良之 議長

小林久美子議員。

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

今の北岡事務局長の話では、私たちは実質、保険料剰余金が120億円っていうのは非常に多額であって、ここ数年の資料を持ってきてないっていうことだったんですけれども、おおよそずっと専門でされていますので、大体どの程度かっていうのは、私は一番多額ではないかと思いますが、ほかの方でも結構なんですけれども、この推移についてどうなのかということを再度お尋ねして、また、この120億円っていうのは、私たち、保険料を納めていらっしゃる方が非常に今、年金も下がって厳しい生活の中でそういう声をたくさんお聞きしますので、本当に保険料の軽減や、実質引き下げができるのではないかなというふうに思いますので、その点をもう少し慎重に検討していただきたいということを述べて、再度お尋ねをしたいと思っております。

(小林久美子議員 着席)

○三島良之 議長

どなたか。

○高取直樹 総務課長

議長。

○三島良之 議長

総務課長。

○
(高取直樹総務課長 登壇)

○高取直樹 総務課長

予備費がここ数年で一番多額でないかどうかということでございますが、先ほども事務局長からお答えをいたしましたとおり、数字を持ち合わせておりませんので、はっきりしたことを申し上げられないんですが、120億円という金額は、確かに大きい金額であるとは感じております。

(高取直樹総務課長 着席)

○三島良之 議長

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんので、これより議第9号について採決をいたします。この採決は、起立によって行います。

議第9号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○三島良之 議長

起立多数と認めます。よって、議第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

○益田牧子 議員

議長。

○三島良之 議長

益田牧子議員。

○
(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

熊本市議会議員の益田です。私は一般管理費118万8,000円に関連をしてお尋ねをいたします。

先ほどの説明によりますと、当初予算決議後に、保険料の軽減拡充に伴う制度改正対応として、所要の費用が判明をしたため増額とのことでした。そこで、2点お尋ねをいたします。

第1点ですけれども、予備費の組み換えということになっております。今回の場合は、

国の制度改正に伴うものでありまして、こういう経費からいたしますと、こうした経費につきましては、国の支出で行うべきではないかということです。

第2点は、先の議会におきまして、この2割軽減及び5割軽減の所得基準額の緩和により、対象者増の見込み及び保険料の影響額をお尋ねをいたしました。その際、減額の総額につきましては約2億2,800万円という答弁をいただいております。現在、26年度の保険料の確定も行われておりますので、国の軽減措置による減額の総額と影響人数、また1人当たりの保険料についてお尋ねをいたします。

(益田牧子議員 着席)

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○三島良之 議長

北岡事務局長。

(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

まず、平成26年度の一般管理費補正予算に関するお尋ねについて、お答えをいたします。

一般管理費の補正額は、御説明いたしましたとおり保険料の5割・2割軽減対象者の拡大に伴いまして必要となりました、電算システムの検証費用でございます。

広域連合の電算システムは、全国共通の標準システムが国保中央会から提供されているものでございますが、各広域連合ではそれぞれの実情に合わせ、カスタマイズを施している状況でございます。

費用負担につきまして、国に問い合わせはいたしましたが、国保中央会のほうで対応されます基本的な標準システムの改修は国の費用によるもので、カスタマイズを施しております各広域連合のシステム検証や改修に要する費用は、広域連合での負担となるという回答でありましたため、今般、予備費の組み換えで対応をさせていただいたものでございます。

次に、保険料改定の影響についてお答えをいたします。

昨年度の保険料率改定は、低所得者に対する保険料軽減のうち、5割・2割軽減対象者の拡大や保険料賦課限度額の引き上げ等の制度変更を伴うものでございました。

これらの変更を反映いたしました今年度の確定賦課時点での保険料を平成25年度と比較いたしますと、5割軽減につきましては、人数が1万1,666人、軽減額が2億8,619万9,900円増加いたしました一方で、2割軽減につきましては、人数は2,697人、軽減額は2,567万7,900円の減少となりましたため、総額で2億6,052万2,000円の軽減拡大が図られております。

また、1人当たりの保険料につきましても、ただいまの軽減対象者拡大の影響もござい

まして、軽減後の金額で昨年度より８９５円減少いたしております。

(北岡祥宏事務局長 着席)

○益田牧子 議員

議長。

○三島良之 議長

益田牧子議員。

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

御答弁にありましたように、国保中央会の改修につきましては、国の費用が出ているようです。各広域連合のシステムの改修につきましても、国の制度変更に伴うものでありまして、国の費用で負担をするべきだと考えます。ぜひともこうしたものにつきましても、国への要望をしていただきたいと思います。

国の保険料軽減の拡充によりまして、５割軽減の対象者が１万１，６６０人増加をし、総額におきましては当初の見込みと比較いたしますと、約３，２００万円の増額により２億６，０５２万円の軽減が拡大をしたということです。年金の、先ほど小林議員も言いましたように、年金が減らされ、また消費税増税などによりまして、高齢者の暮らしって言うのは大変厳しい状況にあります。

連合長から先ほど、今般の見直しの状況ということで御報告の中には、このような軽減措置の見直しというか、廃止の方向なども検討されているようですので、生活保護基準以下の収入の世帯に対します保険料の負担っていうのは、やはり免除をすとか、負担の軽減に向けまして改悪の方向ではなく、国への働きかけを強めていただきたいということを要望いたしまして、私のほうからの質疑といたします。

(益田牧子議員 着席)

○三島良之 議長

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんので、これより議第１０号について、採決をいたします。この採決は、起立によって行います。

議第１０号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○三島良之 議長

起立多数と認めます。よって、議第１０号は、原案のとおり承認することに決定いたし

ました。

次に、議第 11 号「熊本県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

〇幸山政史 広域連合長

議長。

〇三島良之 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

〇幸山政史 広域連合長

議第 11 号について、御説明いたします。

本件は、「熊本県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の制定につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本条例は、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき、任命権者から広域連合長に対する人事行政の運営等の状況の報告、公平委員会から広域連合長に対する業務の状況の報告及びこれらの報告の公表に関し、必要な事項を定めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

〇三島良之 議長

本件につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第 11 号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

〇三島良之 議長

異議なしと認めます。

よって、議第 11 号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

第 8 一般質問

〇三島良之 議長

次に、日程第 8、「一般質問」を行います。

お手元に配付しております一般質問通告書のとおり、2 番、益田牧子議員、20 番、小

林久美子議員より一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言時間は、お1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

○益田牧子 議員

議長。

○三島良之 議長

益田牧子議員。

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

熊本市議会議員の益田牧子です。

質問の第1は、広域連合の運営のあり方につきましてお尋ねをいたします。

前回の一般質問におきましても、全国後期高齢者医療広域連合協議会からの指摘であります、制度運営に最も適した運営主体のあり方を明確にし、関係機関の調整を精力的に行うことを紹介し、高齢者の医療・健康を守る立場からの改善を求めました。

幸山市長におかれましては、連合長として制度の発足当初からかかわってこられましたので、率直な御意見をお聞きしたいと思います。

第1は、運営、特に執行部と議会の関係についてです。

議会構成は、規約によりまして、市長、町村長、市議、町村議それぞれ8人、計32人となっております。佐賀県の広域連合等においては、理事者は市町村長で構成をされ、議会は、市町村議員で構成されています。そうすれば、もっと私は、活発な論議ができるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

第2に、議会の運営につきましても、全員協議会が当日開催をされるというのが今日の状況で、議会運営委員会もないという現状になっております。しかも、質疑の時間にいたしましても5分、一般質問にも10分というのは、議会のあり方からみましても全国の最低の時間というふうになっております。年間2,700億円という莫大な財政をチェックするには、あまりにも議会審議が形骸化しているのではないかと考えております。九州各県の実施状況などもお示しをいただきまして、議会のことですので、なかなか発言はしにくいということもあるかもしれませんが、率直な御意見をいただきたいと思います。

(益田牧子議員 着席)

○幸山政史 広域連合長

議長。

○三島良之 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

それでは、後期高齢者広域連合の運営に関する2点のお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、佐賀県広域連合を例示されましての議会の構成の変更についてのお尋ねであります。まず、少し時間を頂戴いたしまして、設立からの経緯につきまして、改めて御説明をさせていただきます。

広域連合議会の構成につきましては、厚生労働省のモデル規約の中で3つの形態が示されていたものであります。

具体的には、市町村長または副市長村長のみにより組織されるというもの、それから2つ目が、市町村議会の議員のみにより組織されるというもの、そして3つ目が、市町村長及び議会の議員により構成されるという、以上の3つであったわけであります。

本広域連合におきましては、構成市町村の人口バランスなどを考慮の上、行政効率の観点も踏まえまして、構成市町村の意見が広域連合の運営に反映できる規模が確保される範囲内で、最小限の議員定数となりますように、地方4団体と協議をしながら現在の構成となったものであります。

なお、全国におきましても、半数近い21の広域連合が本広域連合と同じ形態をとっているという状況でございます。

今般、あらためまして理事会の設置や議員構成の変更につきまして御質問をいただいたわけですが、まず、理事会に関しましては、佐賀県の市町村数20に対しまして、熊本県は45と2倍以上の市町村がございますため、県内の全ての市町村長に理事として定期的にお集まりいただくということは非常に難しいと考えるものであります。

また、理事会がない中で、県内の市町村長からの御意見をいただきますためには、現在の形を取る必要があると考えるものであります。

活発な議論ということに関しましては、議員構成だけで影響されるものではないと考えているものでもあります。

続きまして、議会運営委員会等、民主的な運営についてのお尋ねにつきましては、本広域連合では、本会議前に開催いたしております全員協議会を議会運営委員会に代わるものと位置づけているものでありまして、議案や日程の説明をさせていただいているのは御案内のとおりであります。

全国の広域連合におきましても、議会運営委員会を設けているところは13の広域連合でありまして、設けていないところでは、やはり私どもと同じように全員協議会をこれに代わるものとしているようであります。

また、質疑時間のお尋ねもございましたが、その九州各県の状況であります。質疑に関しましては5分から時間制限なし、また、一般質問に関しましては、10分から時間制限なしと様々であり、幅が広うございます。

本広域連合の質問時間などは、以前も答弁いたしましたとおり、平成21年11月13日、全員協議会の場において定められたものと承知をいたしております。

このようなことから、この件につきましては、まずは全員協議会などの中で議論を深めていただければと考えているものであります。

(幸山政史広域連合長 着席)

○ 益田牧子 議員

議長。

○ 三島良之 議長

益田牧子議員。

(益田牧子議員 登壇)

○ 益田牧子 議員

詳しく答弁をいただいたわけですが、やはり最初が肝心だなということを痛感しています。

民主党の政権になりまして、後期高齢者医療制度は廃止をするということが出ておったわけですが、現在、継続の方向のようです。

理事会の構成につきましては、佐賀県の場合だということもあったわけですが、ブロック制を取るなど、私はやり方に工夫ができるのではないかと思います。議会構成というのは、審議の活性化にとりましては極めて重要ではないかと考えております。議会運営委員会の設置も少ないということでありましたけれども、例えば事前に協議会の中で議案の説明を頂戴をして、それを審議に、当日ではなくて汎用をさせるとか、もっと工夫が必要ではないかと思えます。

また、質疑・答弁の時間につきましても、本県が最低の状況ということになっておりますので、やはりこういうものについても真剣に検討すべきではないかと思えます。

次に、県単位の広域連合という運営主体について、お尋ねをいたします。

先の議会におきましては、広域連合長は「負担と給付のバランスに配慮し、安定的な財政基盤の必要性から都道府県単位の広域連合が運営主体とされた」と答弁をされました。また、今後の動向につきましては、「国保の県単位化などの実施状況等を踏まえ、国や県、市町村との協議をしていく必要が出てくる」とおっしゃいました。

私は、前、看護婦や保健婦ということをしておりまして、やっぱり医療・保健・介護につきましては、やはり身近な市町村単位が行うべきでありまして、全県を1つとして運営をする、かつ、均一の保険料率とするには、あまりにも医療機関の設置状況なども県下での不均一もありますので、また被保険者であります高齢者から見て、公平性に欠けるのではないかと考えております。

また本年度からは、不均一の保険料制度も廃止となりまして、さらに矛盾が出てきているのではないかと思います。これまで軽減措置が取られてきた自治体へのヒアリングや当事者からのヒアリングはされているのか、県単位での広域連合の制度運用について、連合長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

(益田牧子議員 着席)

○幸山政史 広域連合長

議長。

○三島良之 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

それでは、県単位での広域連合の制度運用についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず、これまで不均一保険料が適用されておりました自治体に対するヒアリングについてのお尋ねであります。今年度の賦課額を通知した直後でもありまして、現時点におきましてヒアリングは実施しているものではありませんが、毎年市町村に対して行っております事務事業調査などを通じまして、関係市町村への聞き取りは行いたいと考えております。

次に、県単位での制度運用についての考えについてあらためて問われたわけですが、このことにつきましては、これまでも答弁いたしましたとおり、安定的な財政基盤の必要性から都道府県単位の広域連合が運営主体とされたものでありますこと、前回も答弁したとおりでありまして、広域連合という制度のもとにおきましては、基本的に同一地域は同一保険料という考え方に変わりはありません。

(幸山政史広域連合長 着席)

○益田牧子 議員

議長。

○三島良之 議長

益田牧子議員。3回目の登壇でありますので、まとめてください。

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

御答弁をいただいたわけですが、やはり五木村であるとか、特に人吉の地域のほうが医療費が低いと、また、健診なども大変熱心にされてるということもありまして、私はやはり、同じこの保険料賦課という面では、大変問題ではないかと思えます。

そういう県単位の広域化ということになりますと、そうした市町村の努力が大変報われにくいというふうに考えております。やはり、抜本的には、現在のような年齢による差別的な医療制度、しかも広域的に運用するというやり方は中止をするべきだというふうに考

えているところです。

それでは、当面の改善策についてお尋ねをいたします。

第1に、保険料の減免制度拡充です。

熊本県の広域連合におきましては、保険料の滞納者に対しまして短期保険証の発行、この期間も3カ月と短く、かつ発行数も全国でも上位にランキングをされております。何回も申し上げているわけですが、滞納者の原因につきましては、無年金であったり、年金がありましても年金担保などによりまして、年金天引きができないと、大変収入状況が厳しいということが大きな原因となっております。

全国的には、この期間につきましては6カ月というところが多くなっております。やはり、こういう高齢者に対するペナルティ的な運用はやめて、せめてこの6カ月という期間延長を求めていると思っております。

第2点ですけれども、医療費の一部負担の軽減につきましては、現況におきましては、東日本大震災によると、これが実績となっております。

周知について、これもお尋ねをいたしましたけれども、パンフレット、リーフレット、ホームページにより行っているとの答弁をいただいております。

実際の運用につきましては、こうした媒体ではなく、医療機関であるとか介護の支援センターなど、高齢者の方々が日常的に接する機関への周知が必要ではないかと思っております。その点につきまして、お尋ねをしたいと思います。

熊本市の場合も、これまで国民健康保険証を3カ月と短期保険証を発行していたものが、6カ月になりましても収納率は低下をしていないということになりまして、実務の軽減にもつながっておりますので、やはりこうしたものについても、できるものから改善をしていくということが肝要ではないかと思っておりますので、改めて再度質問をしたいと思います。

(益田牧子議員 着席)

○幸山政史 広域連合長
議長。

○三島良之 議長
幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

それでは、何点かお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、短期被保険者証の交付状況についてでありますけれども、平成26年5月時点で632件であります。

また、平成25年度の保険料減免状況であります158件、237万2,760円となっております。

今後の対応についてであります。まず、短期被保険者証に関しましては、御案内のと

おり、これまでも説明してまいりましたが、納付相談の機会を確保するという観点から、市町村の担当課長で構成しております事業協議会におきまして、その期間を3カ月間と定めたものでありまして、期間の延長は先ほど申し上げた、納付相談の機会の減少にもつながりますことから、現在の取り扱いを継続したいと考えているものであります。

次に、減免制度の拡充につきましては、基本的には現要綱の範囲といたします中で、例えば一昨年、平成24年の九州北部豪雨災害時にありましては、特別な取り扱いを図りましたように、今後も状況に応じまして柔軟な対応を検討してまいりたいと考えているものであります。

最後に、一部負担金の減免についてであります。医療機関や介護支援センターなどへの周知が必要ではないかというお尋ねであったわけではあります。このことにつきましては、場合によりましては費用を伴いますケースもございますために、今後、市町村及び関係団体などと協議をしてまいりたいと考えております。

(幸山政史広域連合長 着席)

○三島良之 議長

以上で、益田牧子議員の一般質問は終了いたしました。

次に、20番、小林久美子議員の質問を許します。

○小林久美子 議員

議長。

○三島良之 議長

小林久美子議員。

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

菊陽町の町会議員の小林久美子です。通告にしたがいまして、一般質問を行います。

1つは、肺炎球菌ワクチンにつきましては、この間、議会でもワクチン接種に対する補助の拡充を求めてきました。肺炎球菌ワクチンは、今回自治体が行う、市町村が実施主体となります定期予防接種に加えられることになりました。それに伴う予算はいくら減額をされるのか、この点が第1点、お尋ねをします。

2つ目ですけれども、減額された分については健診の無料化など、予防活動にぜひ回せるのではないかと思いますし、先ほど質疑で行いました、多額の予備費なども活用して、ぜひ予防活動をもっと積極的に行っていただきたいという質問を2点目にさせていただきます。

その予防活動の中身は、健診の無料化でありましたり、人間ドックの補助、また、益田議員も何回かこの間、取り上げてこられています歯科健診、口腔ケアの実施等を、ほかにも健康相談とかいろいろありますが、主にその算定について、ぜひ予防活動を積極的にと

いうことで少し内容を、これも少しお話をさせていただきます。

この健診の無料化につきましても、この広域連合議会で何度か質問等取り上げさせていただいてますが、今年の健診の受診率の今年度の目標は13%となっています。1,994万8,000円と前年度を比べまして増の予算で、3億1,644万9,000円の予算となっています。しかし、平成12年度の決算でも、健診事業は4,816万の不用額を出す一方で、健診率は目標の12%に達せず、10.12%で終わっています。

特に、私は宇土市の取り組みを紹介しながら、宇土市では特定健診を無料化し、70歳から74歳の受診率はほぼ5割ですね、49.2%に改善をしたということを、この議会でも取り上げてきました。しかし、75歳以上は宇土市でさえも12.93%で、やはり健診の無料化っていうのが一つの大きな要望ではないかというふうに思いますし、そのことがまた、健診率を、受診率を上げるということで、この間、要望してきたんですけれども、特に九州・沖縄では熊本県、福岡県の負担は500円で、その他を除けば、他の県は、健診は無料になっています。熊本県でも無料化は3,000万円あれば実現できるということで、肺炎球菌ワクチンで減額された予算や、あと、多額の予備費も先ほど質問をしましたけれども、そういうのを使えば十分可能ではないかということをお尋ねしたいと思います。

また、人間ドックの補助の拡大もこの間、幸山連合長も全体に広がっていくように今後とも努力を続けたいと、前の議会で答弁していただいていますので、その点について、どうかということです。

また、最後に歯科健診、口腔ケアの実施につきましては、長崎や鹿児島県で既に、長崎では年3回まで無料で歯科を受診できるとか、鹿児島県では年1回の無料で歯科健診を受診できるということで取り組まれていますので、ぜひそういうことが、この熊本の広域連合でもできないかという質問をさせていただきます。

(小林久美子議員 着席)

○幸山政史 広域連合長

議長。

○三島良之 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

それでは、肺炎球菌ワクチン予防接種が一般行政に移行することに伴う予算の減額に関連して、何点かお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

本広域連合におきましては、平成25年度から肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業を開始したところでありますが、御紹介もありましたとおり、現在国におきまして、平成26年10月の定期接種化に向けまして関係政省令の改正などの準備が進められていると

ころであります。

このようなことから、広域連合で実施しておりましたモデル事業は、市町村における定期接種化事業への円滑な移行を図りますため、今年度以降実施しないこととしておりまして、あわせまして市町村にて実施する助成につきましては、平成26年9月実施分まで交付の対象とするとしたところであります。

したがいまして、定期接種化に伴います予算の減額といたしましては、モデル事業分1,200万円を見込んでいますところでありまして、次回の定例会におきまして補正予算案として上程させていただく予定であります。

減額された分については、健診の無料化など予防活動にまわせるのではないかというお尋ねであるわけでありましたが、当該助成事業につきましては、特別調整交付金が財源であるということもありまして、その交付基準では健康診査の自己負担への補填は認められていないものであります。

なお、歯科健診でありますとか、口腔ケア等々、その他の事業への活用につきましては、市町村から補助の希望がございました場合は、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えているものであります。

また、受診率向上につきましてもお尋ねがあったわけでありましたが、今年度におきましても各市町村におきまして目標受診率を設定していただきますとか、受診啓発用ポスターやチラシなどを活用しまして、被保険者の方々へ事業の周知を図っているところであります。

また、昨年度に引き続き、受診率の低い市町村等への訪問によりまして、実施状況の把握及び受診率向上に向けました協議も積極的に行ってまいりたいと考えているものであります。

(幸山政史広域連合長 着席)

○小林久美子 議員

議長。

○三島良之 議長

小林久美子議員。

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

肺炎球菌ワクチンが市町村に移ることで、1,200万円の減額ということでしたけれども、これは特別調整交付金でその他の事業に回せないということでしたが、先ほど質疑でも取り上げましたように、かなり多額の予備費とかありまして、そういうのをもっと健診の無料化や人間ドック、また歯科健診、口腔ケアの実施等にもっと活用できないかということを、再度質問させていただきます。

やはり、私も保健師、看護師で20数年働いてきましたけれども、健診の無料化や人間

ドックの拡充、特に歯科健診、口腔ケアなどをしっかり行うことによって、それこそ肺炎の予防なり、いろんな健康寿命を延ばすことにもつながりますし、高齢者のやはりＱＯＬを得る、非常に生活の能力を低下させないということが大事になってくるかという風に思います。病気の予防ということをかなり力を入れるということが、この後期高齢者の広域連合でも大事な中身になると思いますので、この点でそういうことが、ぜひ力を入れていただきたいということを要望しますが、再度、そういうことに対しての連合長の見解をお伺いしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○幸山政史 広域連合長

議長。

○三島良之 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

それでは、再度のお尋ねにお答えをさせていただきます。

減額予算でありますとか、あるいは先ほど質問もありました多額の予備費を使ってそれぞれ独自の、あるいは予防に重点を置いた事業にもっと取り組むべきというお尋ねでありますけれども、私どもといたしましても、その予防事業に対する取り組みの重要性というものは十分に認識をしているものであります。

そういう中で、市町村でありますとか、関係団体との協議というものも必要に応じて進めてまいりたいと考えているものでありますが、その中で1点、歯科健診、お尋ねのあった歯科健診についてでございますが、このことにつきましては、現在歯科医師会などと健診項目などにつきまして検討を始めたところでありまして、実現に向けまして、さらに協議を精力的に進めてまいりたいと考えているものであります。

(幸山政史広域連合長 着席)

○小林久美子 議員

議長。

○三島良之 議長

小林久美子議員。3回目、最終登壇でございますので、よろしくお願いいたします。

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

今、連合長から、歯科健診については歯科の医師会等、今から協議を始めながら検討を

するという答弁をいただいて、大変心強いと思いますが、やはり口腔の健康と機能を維持するためには、口腔ケアの大切さが非常に言われるようになっていきます。特に、高齢化により日本人の死亡・死因第3位となっている肺炎を予防するためには、肺炎球菌ワクチンのことも取り上げてきましたけれども、やはり専門的な口腔ケアが大きな効果を発揮しています。

高齢者の健康のベースは、栄養状態をアップさせること、また、寝たきりを防ぐためにも低栄養を改善しなければなりません。そのためには、口腔の健康と機能を維持することが非常に大事になるということが言われています。

口腔ケアを行うと肺炎が40%、また死亡率が60%減少したという資料等も出されていますので、ぜひ、次年度に向けて歯科医師会との協議も詰めていただいて、長崎や鹿児島のように、歯科健診なども取り入れていただきたいということを述べて、私の質問とさせていただきます。

(小林久美子議員 着席)

○

○三島良之 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件については、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○三島良之 議長

御異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

皆様の御協力により、予定より早く終わりました。心から感謝を申し上げまして、議長の席を外します。ありがとうございました。

午後2時45分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長      三   島                  良   之

熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長      岩   田                  重   成

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員      高   寄                  哲   哉

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員      中   嶋                  憲   正